適当な硬質の外装容器、木製クレート又はパレット
注　1　容器検査を必要としない。 2　短絡を防止できるものとする。 3　積み重ねられた電池は、非伝導物質の層により区分けされた各段において適切に固定されなければならない。 4　電池の端子は他の積重ね部分の荷重から保護されなければならない。 5　不慮の移動を防止できるよう包装され固定されなければならない。 6　国連番号が2794及び2795の危険物に関しては、45度の傾斜試験において液漏れがないものとする。 7　中古の蓄電池は、漏えいした液体をためることができるステンレス鋼製又はプラスチック製の蓄電池用の箱に無包装で収納して運送できる。

P802

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器又はプラスチック製容器	10L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg
金属製容器	40L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	125kg
1A1（オーステナイト系のものに限る。）			250L
6PA1、6PB1、6PD1、6PH2、6PA2、6PB2、6PC又は6PD2			60L
IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、IMDGコード4.1.3.6の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）			
注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 PP79　国連番号が1790の危険物に関して、濃度が60質量％を超え85質量％以下のものについては、P001に規定する容器を使用することができる。 PP81　国連番号が1790の危険物（フッ化水素の濃度が85質量％以下のものに限る。）及び国連番号が2031の危険物（硝酸の濃度が55％を超えるものに限る。）に関して、プラスチックドラム又はプラスチックジェリカンを単一容器として使用する場合、その容器は製造日から2年以内のものを使用すること。			

P803

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
1A2、1B2、1N2、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2			75kg
注　物品は、通常の運送中に内容物の不慮の排出を防止するため、1個ずつ包装し、かつ、区画、仕切り、内装容器又は緩衝材を使用して相互に離して収納しなければならない。			

P804

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器	1.3L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	25kg（総質量）
金属製容器又はポリビニリデンフルオライド（PVDF）容器	5L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G又は4H2	75kg（総質量）
1A1(1)、1B1(1)、1N1(1)、1H1(1)又は6HA1(1)	125L	1A1(2)、1A2(2)、1H1(2)又は1H2(2)	400kg
IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）ただし、圧力逃し装置は必要としない。 1　IMDGコード4.1.3.6の要件。 2　試験圧力が1MPa（ゲージ圧による。）であること。 3　規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。 4　容器は2年6ヶ月を超えない間隔で水圧試験を行い、かつ、内部の検査を行わなければならない。 5　容器は二重の閉鎖装置を有しなければならない。			